

資 料

平成24年 7 月11日（水）

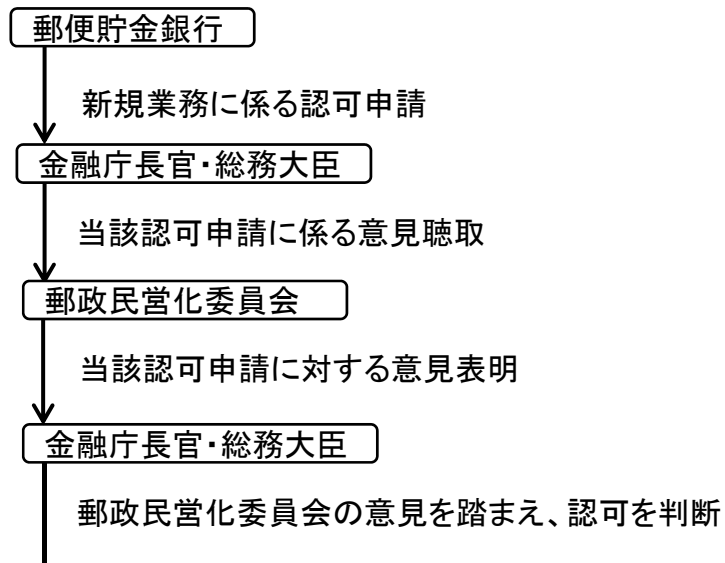
金 融 庁

監督上の主な着眼点

主な着眼点	銀行 (主要行等向けの総合的な監督指針)	保険会社 (保険会社向けの総合的な監督指針)
経営管理 (ガバナンス)	○代表取締役、取締役・取締役会、監査委員会等が自らの役割を理解し経営管理プロセスに十分関与しているか。	○代表取締役、取締役・取締役会、監査委員会等が自らの役割を理解し経営管理プロセスに十分関与しているか。
財務の健全性等	○自己資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を有しているか。効率的な業務運営等を通じ、収益力の向上を図っているか。 ○信用リスク、市場リスク、流動性リスク等について、適切なリスク管理を組織的・総合的に行っているか。	○責任準備金の積立を確保するとともに、資本の充実を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を有しているか。 ○保険引受リスク、資産運用リスク、流動性リスクに関するリスク管理や、資産負債の総合的な管理を適切に行っているか。
業務の適切性等	○法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めているか。 (不祥事件対応、本人確認、疑わしい取引の届出等) ○顧客説明、苦情処理、顧客情報管理等の態勢整備は適切か。	○法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めているか。 (不祥事件対応、本人確認、疑わしい取引の届出等) ○保険募集、保険金支払管理、顧客説明、苦情処理、顧客情報管理等の態勢整備は適切か。

郵便貯金銀行の新規業務認可及び承認の流れ

1. 郵政民営化法に基づく金融庁長官及び総務大臣の認可



認可基準（郵政民営化法第110条）

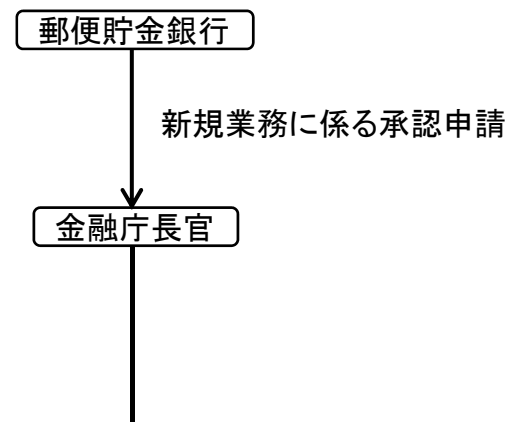
次に掲げる事情を考慮し、郵便貯金銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

＜以下の事情を考慮＞

- ・日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ・郵便貯金銀行の経営状況

2. 銀行法に基づく金融庁長官の承認

※ 郵便貯金銀行は、銀行法に基づく免許が付与されたものとみなされており（郵政民営化法第98条第1項）、さらに一定の条件（新規業務については銀行法に基づく金融庁長官の承認を受けなければならない等）が付されている。（同条第2項）



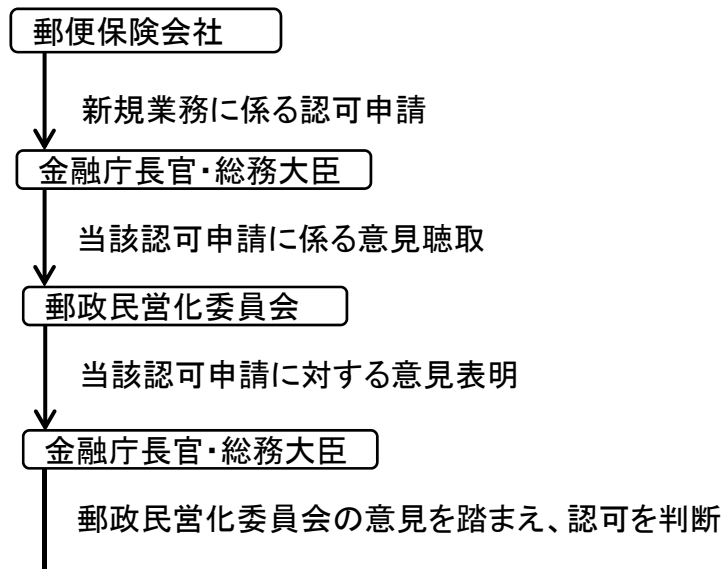
承認基準（銀行法第4条第2項）

- ・当該新規業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、当該新規業務に係る収支の見込みが良好であること。
- ・人的構成等に照らして、当該新規業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

1. の認可及び2. の承認が得られた場合、新規業務の実施が可能

郵便保険会社の新規業務認可の流れ

1. 郵政民営化法に基づく金融庁長官及び総務大臣の認可



認可基準（郵政民営化法第138条）

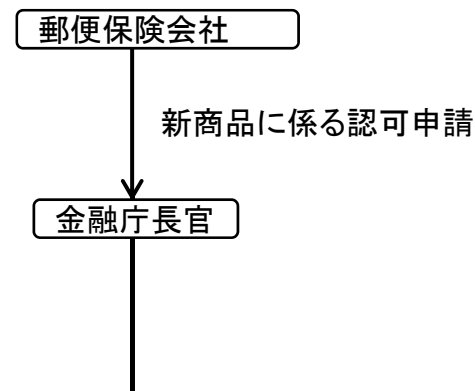
次に掲げる事情を考慮し、郵便保険会社と他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、認可をしなければならない。

＜以下の事情を考慮＞

- ・日本郵政株式会社が保有する郵便保険会社の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情
- ・郵便保険会社の経営状況

2. 保険業法に基づく金融庁長官の認可

※ 郵便保険会社は、保険業法に基づく免許が付与されたものとみなされている（郵政民営化法第130条第1項）。
保険会社は、新商品又は既存商品の改定を行う場合、保険業法に基づく金融庁長官の認可を受ける必要がある（保険業法第123条等）、郵便保険会社も同様。



認可基準（保険業法第5条等）

保険契約の内容が、

- ・保険契約者等の保護に欠けるおそれがないか
- ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないか
- ・公序良俗の誘因、助長するおそれがないか
- ・保険契約者等にとって明確かつ平易に定められているか
等

1. 及び2. の認可が得られた場合、新規業務の実施が可能

民営化後の新規業務の状況

ゆうちょ銀行に認可及び承認した新規業務

認可日	業 務
H19.12.19	①シンジケートローン(参加型)
	②信託受益権の売買、株式の売買等
	③貸出債権の取得等
	④金利スワップ取引等
	⑤リバースレポ取引
H20.4.18	①クレジットカード業務
	②変額個人年金保険等の生命保険募集業務
	③住宅ローン等の媒介業務

かんぽ生命保険に認可した新規業務

認可日	業 務
H19.12.19	①シンジケートローン(参加型)
	②信託受益権の取得、株式の取得等
	③貸出債権の取得等
	④金利スワップ取引等
H20.4.18	①他の保険会社の法人向け商品の受託販売
	②新たな保険の引受け(入院特約の見直し)